【投資一任契約約款新旧対照表】

※下線部変更

新	旧
（運用ガイドライン） 第７条 １～３　　変更なし ４　指定証券口座が特定口座および少額投資非課税制度に基づいた少額投資非課税口座（以下「NISA 口座」という。）双方となる場合には、原則としてお客様が選択した口座で運用するものとします。ただし、当社は、お客様が NISA 口座を選択した場合であっても特定口座で運用割合の見直しやリバランス等を行うことがあります。 ５　指定証券口座に NISA 口座が含まれる場合には、NISA 口座の年間投資枠の費消抑制を目的とし、当社はその裁量によりリバランス等の頻度を含む特定口座の運用と異なる運用を行うことができるものとします。	（運用ガイドライン） 第７条 １～３　　（省略） ４　（新設） ５　（新設）
附則　（2024 年 1 月 27 日変更） 本約款第 7 条第 4 項および同第 5 項は、2024 年 1 月 27 日より適用するものとします。	